



令和 6 年 8 月 21 日
海上保安庁



国際航路標識機関条約の発効 ～世界の航路標識の発展のために～



8 月 22 日、海上保安庁が加盟している国際航路標識協会 (IALA) を国際機関とするための国際航路標識機関条約が発効され、IALA が国際機関へと移行します。

1 国際航路標識機関条約の目的等

IALA は、灯台、ブイなどの航路標識に関する国際的基準の策定や技術的な助言等を行う非営利団体です。

本条約の目的は、航路標識の改善及び調和等を通じて船舶の安全かつ能率的な移動等のための国際協力をより一層強化することであり、我が国を含む世界全体の海事分野での協力強化が期待されます。

2 海上保安庁との関係

海上保安庁は、昭和 34 年に国家会員として IALA に加盟し、昭和 50 年に理事に初選出されて以降連続 12 期にわたって理事を務めています。また、当庁が航路標識分野において主導的に国際的な取組みを行ってきた実績が評価され、平成 28 年からは、IALA の技術委員会である DTEC 委員会の議長を当庁職員が務めています。

3 今後の予定

国際機関化後の来年 2 月にシンガポールで開催される第 1 回総会にて、議長国や理事国が選出されるとともに一般規則等が承認され、国際機関としての活動を本格的に始める予定です。

海上保安庁としては、国際機関への移行後もその活動に積極的に参画して参ります。

【参考 1】国際航路標識機関条約

本条約は、2020 年 2 月、クアラルンプールにおいて採択され、日本は 2021 年 7 月に本条約を締結。2024 年 5 月 24 日に 30 ヶ国の批准に達し、8 月 22 日に発効する。2024 年 8 月 21 日現在、34 ヶ国が条約の批准書等の寄託を実施。

【参考 2】国際航路標識協会 IALA: International Association of Marine Aids to Navigation and Lighthouse Authorities)

IALA は、灯台等の航路標識に関する世界的な取組を通じ、安全かつ能率的な船舶の移動等を促進させるため、昭和 32 年、フランス国内法上の非営利団体として設立された。